

第290回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和4年12月5日(月)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第290回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月5日(月) 14時00分～15時10分
2. 通知年月日 令和4年11月29日(火)
3. 公示年月日 令和4年11月29日(火)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 志水正司、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、前川係長、塩田書記
上利係長(壱岐駐在)
9. 議案
 - ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期限について(諮問)
 - ・第4号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について
 - ・その他 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について
10. 議事
開会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまから、第290回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、安永委員、浦田委員、大久保委員が欠席ですが、12名の委員に出席いただいておりますので、本委員会は成立いたします。

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「中原委員」と「中山委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）
- ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
（諮問）
- ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）
- ・第4号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する
規程の廃止について

また、その他として1件ございます。

- ・令和4年管理年度におけるまあじの追加配分について

となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

- ・「まあじ」「まいわし」「さんま」「まさば及びごまさば」の漁獲努力量の指標としている漁船隻数の更新
- ・いずれの魚種においても、県全体の統計上の漁船隻数により、20,000 隻から 19,000 隻に更新

会長

ただいま、説明がありましたが。何かご意見等はございませんか。

高平委員

長崎県の漁船が減少したことによる隻数の減少なのか。

事務局

そのとおり。直近の統計がある令和 3 年の県全体の漁船隻数は 18,792 隻であることから、1,000 隻未満を切り上げた 19,000 隻に更新しています。

高平委員

まき網漁業等の許可数を超えてどの漁船でも漁獲してよいということか。

豊増委員

ここで言う漁獲努力量である漁船隻数と、漁業許可数は当然に別である。

会長

他にご意見等もないようですので、第1号議案は諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設

定について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

- ・令和5年1月1日から新たな管理年度となる「まあじ」「まいわし」「さんま」について、知事管理漁獲可能量の設定
- ・「まあじ」の漁獲可能量は「152,400トン」で、長崎県配分量「19,700トン」、うち県留保として5%の「1,000トン」および中型まき網の漁獲枠「16,700トン」
- ・「まいわし(日本海)」の漁獲可能量は「143,000トン」で、長崎県枠は現行水準(目安数量は9,520トン)
- ・「さんま」の漁獲可能量は「155,335トン」で、長崎県枠は現行水準(目安数量は186トン)

会長

ただいま、説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご意見等もないようですので、第2号議案は諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効

期間について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

- ・いずれの公示も県北海区管内の漁業者からの追加の新規許可要望によるもので、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は要望数と同数で設定
 - ・いずれの漁業許可も有効期間は5か年であるが、一斉更新制のため既許可者に許可期間を合わせており、5か年に満たない
- 本庁専決許可:「小型いかつり漁業」許可にかかる制限措置等の公示内容
- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
 - ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数:1
 - ・申請すべき期間:(公示日)から(公示日から1か月後の日)まで
 - ・許可の有効期間:許可日から令和9年11月3日まで
- 県北振興局専決許可:「三重さし網漁業」許可にかかる制限措置等の公示内容
- ・漁業時期: 9月13日から8月12日まで
 - ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数:1
 - ・申請すべき期間:(公示日)から(2週間後の日)まで
 - ・許可の有効期間:許可日から令和9年11月30日まで
- 県北振興局専決許可:「延縄式かご漁業」許可にかかる制限措置等の公示内容
- ・漁業時期: 1月1日から12月31日まで
 - ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数:2
 - ・申請すべき期間:(公示日)から(2週間後の日)まで
 - ・許可の有効期間:許可日から令和9年9月30日まで

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

会長

延縄式かご漁業の漁業時期は周年とのことであったが、8月から10月の3ヵ月間は禁

漁ではなかったか。

吉浦委員

3か月間の禁漁は平戸市管内での独自の取組ではなかったか。

事務局

許可漁業としては周年操業で間違いないが、漁具の使用制限があり、1月から4月末までは金網製かごの使用禁止、9月から10月末までは金網製以外かごの使用禁止が条件として設定されている。

会長

他にご意見等もないようですので、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」は、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規程の廃止について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(資料説明)

- ・長崎県北部海区漁業調整委員会は長崎県情報公開条例で公文書を取り扱う実施機関とされており、平成4年11月30日に公文書の開示等に関する規程を制定
- ・当該規程中で準用する「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」が、「長崎県情報公開条例施行規則」(以下、施行規則)へ全部改正されたことに伴う規程の廃止

事務局

- ・当該規程の廃止後においても、県条例及び施行規則の規定により、これまで同様に情報公開事務を取り扱うことを確認
- ・廃止告示は、同様の規程を定めている県内他海区漁調委及び内水面漁場管理委員会、長崎県連合海区漁調委と同日で施行

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

高平委員

今後は、情報開示しないということか。

事務局

そうではない。県条例及び施行規則の規定に基づき、これまで同様に情報開示事務を取り扱うこととなります。

会長

他にご意見等もないようですので、第4号議案について原案どおり廃止することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会が管理する公文書の開示等に関する規定の廃止について」は、原案のとおり廃止することに決定いたしました。

会長

続きまして、「その他」で、事務局から報告がありますので、お願いします。

事務局

「その他 令和4管理年度におけるまあじの追加配分について」について、報告させていただきます。

事務局

(資料説明)

・「まあじ」の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の追加配分について、今年から適用可能となった関係者合意ルールに基づく要望により、国の留保から9月に3,000トン、11月に2,800トンの追加配分あり

会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等ないようですので、以上で事務局からの報告を終わります。他に何かございませんか。

各委員

ありません。

事務局

事務局から報告事項が2点あります。

- 前回の調整委員会で協議した令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題・要望について経過報告
 - ・「特定海域における外国籍大型貨物船等の錨泊問題について」は、当時の農水大臣及び関係議員への陳情等を行い、協議が進んでいることから提案見送り
 - ・「磯焼け対策の強化について」は、全漁調連からの要望内容の整理方針に適合せず見送りとなったが、重要課題のため別途、県から国に施策提案として要望
- 次回開催として、1月末から2月上旬に漁業権の一斉切替に伴う漁場計画案の諮問がある予定を周知

会長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第290回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 15:10

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印